

令和 6 年 古殿町農業委員会 8 月定例委員会

1 開催日時 令和 6 年 8 月 19 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (7 人) (7 人)

会長 農業委員 8 番 水野和徳
委員

農業委員 2 番 石井利行
農業委員 3 番 遠藤光一
農業委員 4 番 我妻弘道
農業委員 5 番 荒川一寿
農業委員 6 番 水野幸栄
農業委員 7 番 根本明

推進委員 2 番 大楽良文
推進委員 3 番 吉田真健
推進委員 4 番 矢吹三智也
推進委員 5 番 遠藤一
推進委員 6 番 水野辰芳
推進委員 7 番 水野光樹

推進委員 10 番 岡部雄一

4 欠席委員 (4 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長代理 加藤 裕一
主事 渡邊 貴徳

会議の概要

○事務局長代理

開会前のあいさつを行います。
全員ご起立願います。お互いに「礼」
続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。
事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。
ただいまから 8 月定例委員会を開会いたします。
会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長)

出席委員は8名中 7 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日、 農業委員1番 中瀬信治委員、 推進委員1番 我妻由美子委員
推進委員8番 小平美香委員、 推進委員9番 瀬谷國彦委員
より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長)

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。

農業委員4番 我妻弘道委員、及び

農業委員7番 根本明委員

を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の渡邊主事を指名します。

○議長(会長)

議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長)

日程第 2 議案第 16 号

農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番～ 2 を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長代理

今月の農地法第3条の許可申請は、 2 件でございます。

【議案第 16 号 1～2 番 朗読後、説明】

受付番号 1番から2番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長)

ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。推進委員3番 吉田真健委員

○ 3 番委員

先週の13日に、当事者の[]さん、農業委員の荒川さん、そして私の3名で現地を確認してまいりました。今回の事案につきましては、規模拡大ということなのですが、航空写真を見ていただくとわかるのですが、本人は以前から農作物の作付けを行っておりまして、仕事に勤めながら行っていたということです。[]歳になりすでに会社も退職したということで、これからは、農業にしっかり従事できるということでした。さらに、[]さんの自宅付近に畑があり、そこも借り農作物を作付けしていくということだそうです。本人いわく会社勤めでなくなったので色々やってみたいという意欲が感じられましたのでおそろしい作物ができてくるのかなという風に感じました。[]さんも同級生ということで、お互いにサポートできるのかなと感じました。以上慎重審議よろしく申し上げます。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

続いて事務局説明 2 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 推進委員 2 番 大楽良文委員

○ 2 番委員

先日8月18日、申請人の[]さん、それから農業委員石井さん、それと私の3名で現地確認を行いました。今回の申請は、農地の売買による権利移転です。航空写真の資料を見ていただきたいのですが、青い色に囲まれている土地が今回の申請地となります。現在はこの部分と隣接しております[]、あとその左の土地を合わせて1枚として耕作をされております。いままでも耕作していたのですが、今回あらためて名義を確認したところ[]だけが[]さんの田であることが本人確認できたので、売買について双方の合意を得たので申請に至ったことを確認をしました。ですので、いままでどおりの耕作として今後の耕作も特に問題はないかと思われます。以上になります。よろしくお願いします。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 2 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
8 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和徳

会議録署名人 我妻弘道

会議録署名人 根本 明